

平成29年5月13日

町内会子供会会長各位

四季が丘地区コミュニティづくり協議会

会長 藤田 章

子供会事業における損害保険について

日頃より四季が丘コミュニティづくり協議会にご協力いただき誠に有難うございます。

さて、頭書の件 子ども会も町内会組織に属する為、子ども会活動事業もコミュニティ協議会の損害保険の適用範囲に入ります。

例年、以下の申請書を提出いただき、事故等の発生時に対応させていただいております。

平成29年度につきましても引き続き、以下の書類を使用しますので、皆様に配布いたします。

なお、以下の保障額に対して不足と思われる場合、各子供会で、損害保険を掛けていただきますようお願い致します。

「自治会保険」

1. 対象者 : 住民
2. 対象事業 : コミュニティー主催の事業
3. 賠償事故の場合 ⇒自治会が法的賠償を被った場合  
1事故 5000万円(怪我の場合は治療費他)
4. 傷害保険金額  
死亡・後遺症障害 500万円、入院 3000円/1日、通院 1500円/1日
5. 障害見舞費用  
死亡 10万円、後遺障害 10万円以内、入院31日以上 2万円、入院15～30日 1万円、  
入院8～14日 5000円

※自動車事故の場合は、自動車保険が適用される

問い合わせ先 コミュニティ協議会 事務局 尾崎

申請者(子供会)

損害保険適用事業の報告

1. 事業名称
2. 事業開催予定日及び期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 事業主催者子供会名称
4. 事業責任者(正) 氏名 住所 (連絡先電話 )
5. 事業責任者(副) 氏名 住所 (連絡先電話 )
6. 会計責任者 氏名 住所 (連絡先 電話 )
7. 事業概要

1)事業内容及び開催場所			
2)参加人数			
参加対象	人数	備考	
子供			
父兄			
3)使用機材等			
機材名称	数量	備考	